

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)
平成28年(ワ)第696号放送法遵守義務確認等請求事件(第2事件)
第1事件原告 宮内正厳
第2事件原告 溝川悠介外44名
被 告 日本放送協会

弁論更新に当たっての意見陳述書

2018年5月7日

奈良地方裁判所民事部1B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

第1 はじめに

1 第1事件原告宮内正厳氏(以下「宮内氏」)は、2015年10月にNHKから4万余円の放送受信料の支払督促を受けた。移送申立により奈良簡易裁判所から奈良地方裁判所に移送された同裁判(御庁平成28年(ワ)第3号事件)では、宮内氏は、(ア)放送受信契約は受信の対価として受信料を支払うという継続的な「有償双務契約」である。(イ)視聴者は受信料支払義務を負担するが、他方、NHKは放送法第4条が規定する通り、①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実を曲げないこと、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなどを遵守して放送する義務を負っている。(ウ)NHKが政治的公平や多角的論点提示義務等の放送法第4条の義務を履行しない場合には、視聴者は受信料の支払いを拒み、または一時留保することができる(同時履行の抗弁、不安の抗弁)などと主張して、争った。

2016年5月の第2回口頭弁論期日で、奈良地裁の森川裁判官

が、突然、「弁論終結」を宣言したので、弁護団は忌避を申し立てた。結局、同年9月にNHK請求通りの不当判決が出され、大阪高裁に控訴した。宮内氏と弁護団は、本件放送法遵守義務確認等請求事件に力を集中するために、一審判決通り4万余円を支払い、NHKに訴えの取り下げを求めた。ところが、NHKは、宮内氏は一審判決の仮執行宣言に基づき支払ったに過ぎず、任意弁済には当たらない等と主張して、訴えを維持したため、大阪高裁は2017年7月25日、任意弁済がなされたと認定して、「原判決を取り消す。被控訴人NHKの請求を棄却する」との判決を出し（平成28年（ネ）第2704号事件）（判例時報2362号20頁）、この判決は確定した。

2 2016年7月21日、宮内氏が今度は原告として、NHKを被告に「NHKはニュース報道番組において放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。」との本件訴訟（5万5千円の損害賠償請求を含む）を奈良地裁に提訴し、後にNHKが自ら定めた「国内番組基準」の遵守義務確認請求を予備的に追加した。

さらに、同年秋以降、三次に亘り集団訴訟を提起した。原告は自ら又は同居の家族が受信料を支払っている人であり、NHKを被告に放送法第4条及び国内番組基準を遵守して放送する義務のあることの確認請求並びに各5万5000円の損害賠償請求の集団訴訟である。

第1次集団訴訟 2016年7月21日提訴 原告45名
（宮内訴訟に併合 2017年3月23日）

第2次集団訴訟 2017年3月14日提訴 原告58名

第3次集団訴訟 2017年9月1日提訴 原告22名

原告合計 126名（宮内氏を含む）

第1次集団訴訟（本件訴訟）は、本日で8回の口頭弁論を迎え、第2次集団訴訟は来週16日に第5回口頭弁論が行われる予定であり、第3次集団訴訟は本日午前10時半から第3回口頭弁論が行われた。

第2 本件の主要な争点

本件の主要な争点の第1は、放送受信契約及び放送受信料の法的性格である。原告は、放送受信契約は継続的な有償双務契約であると主張し、被告NHKは、テレビを購入し放送受信設備を設置した者は視聴の有無にかかわらず放送受信料を「特殊な負担金」として支払う義務を負担すると主張している。

第2の争点は、放送法第4条の規定について、原告は国民の知る権利及び報道の自由（憲法21条）の関係から、放送法第4条は国民・視聴者との関係では法的義務を定めたものと主張しているのに対し、NHKは倫理的義務に過ぎないと主張している。

第3の争点は、NHKがニュース報道番組において放送法第4条及びNHKが自ら定めた国内番組基準に違反する放送を継続した場合に、受信契約者は受信料の支払いを拒んだり、損害賠償請求を求めることができるか否かである。

原告は、放送受信契約書に「放送法、放送受信規約により放送受信契約を締結します。」との項目があることに着目し、NHKが本項目を受信契約者らに示し、受信契約者らは放送法等が遵守されることを信頼して契約したものであり、放送法等を遵守することが当然に合意内容に含まれていると主張している。

また、改正民法548条の2の規定は、施行前に締結された定型取引に係る契約についても適用され、放送受信契約書の体裁からすると、放送受信契約の締結は、放送法及び放送受信規約という「定型約款を契約の内容とする合意をしたとき」若しくは「定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」（改正民法548条の2第1号、第2号）に該当する。よって、NHKは定型約款の「個別の条項」である放送法第4条等の遵守義務も合意したものとみなされると主張している。

第4の争点は、NHKが放送法及び国内番組基準に違反する放送を行っているか否かである。

第5の争点は、原告らが政治的に公平な放送を享受する権利を侵害され、精神的損害を受けているか否かである。

第6の争点は、本件は「法律上の争訟に該当しない」、「確認の利益を欠く」などとの被告の本案前の抗弁が認められるか否かである。

第7の争点は、最高裁大法廷判決により事実上、テレビの購入者には受信契約の締結が義務付けられたが、公共放送にふさわしいニュース報道がなされない場合に、受信料の支払いを強制することは、憲法21条のみならず、憲法29条に違反するのではないかという違憲性の有無である。

第3 最高裁判決により、NHKは国民の知る権利を充足する内容の放送を行っているか不断に検証する義務を負わされた。

- 1 2017年12月6日の最高裁大法廷判決（以下「最高裁判決」）は、放送受信契約を締結せず、受信料を支払っていない国民に対する受信料請求訴訟であり、本件訴訟と直接に関係するものではないが、参考にすべき点は少なくない。

最高裁判決は、放送受信契約の成立には、視聴者・国民とNHKとの合意が必要と判示し、NHKが主張した「特殊な負担金」論を否定したことは、重要な意義がある。

問題は、視聴者・国民が負担する受信料に見合う、NHKの放送の中身である。最高裁判決は、「受信契約の成立には双方の『意思表示の合致』、即ち『合意』が必要」としながらも、NHKが提供する放送の中身までは踏み込んでいない。

最高裁判決は、テレビの購入者（放送受信設備の設置者）がNHKの放送を受信していないとして受信契約の締結を拒否している場合にも、放送法64条により受信契約の締結が義務付けられ、放送受信規約5条に基づく受信料の支払義務を認め、放送法64条の規定は憲法13条、21条、29条に違反するものではないとの合憲判決を出した。

この点についてマスコミは概ね理解を示しつつも、NHKの現状に対して、次の通り厳しい批判や注文を行った。

<朝日新聞 12月7日社説と解説>

「問題は、判決が説く『公共放送のあるべき姿』と現実との大きな隔たりである。」 「『政治との距離』を問題視するなど公共放送としての在り方を問う声は根強い。」

<毎日新聞 12月8日社説、12月7日総合面>

「公共放送は、国の言い分を伝えるのではなく、多くの角度から論点を明らかにするなど、多様性の確保が期待されているのである。」

「判決は『公共性』について詳しい定義をしておらず、NHKは予算基盤の保障と引き換えに重い宿題を課せられた。」

<読売新聞 12月7日社説>

「(NHKが)不偏不党で、公正な報道が求められるのは言うまでもない。報道番組での不適切な演出や、偏向した内容が目立つようでは、受信料制度の基盤が崩れる。・・最高裁判決を契機に、公共放送としての在り方を虚心坦懐に見直してもらいたい。」

有識者からも同様の指摘がなされている。

醍醐聰東大名誉教授は、「最高裁判決により、NHKは、受信料の支払いを求めるに当たっては、受信料で制作する番組が国民の知る権利を充足する内容となっているかどうかを不断に**検証する責務**を負わされる」と指摘した。

上村達男早大教授(元NHK経営委員長代行)は、「国民が費用を負担するに値する公共放送とは何か、ふさわしい番組を提供しているか、真剣な議論をすべきだ。判決の指摘にふさわしい存在であるか、NHKは今後も**証明していかなければならない**。」と指摘した。

2 私たち原告は、放送受信契約は継続的な「有償双務契約」であり、NHKはニュース報道番組に於いて、放送法4条1項各号及び国内番組基準を遵守して放送することが、原告らの受信料支払義務に対応するNHKの義務であると主張している。

かかる請求を掲げている訴訟は全国で初めてであり、本件訴訟は、国民の知る権利と民主主義の発達に寄与する公共放送の在り方を正面から問う歴史的な裁判なのである。

第4 NHKが公共放送にふさわしい放送を怠った時には、受信料不払いという最後の抵抗手段が認められる。

最高裁判決によると、放送法が規定する受信料制度は、NHKの

放送を受信することのできる受信設備を設置した者に視聴の有無を問わず強制的に放送受信契約締結義務を負わせるものであり、これは、「契約締結の自由という私法の大原則の例外であり、また、締結義務者に受信料の支払という経済的負担をもたらすものである」（鬼丸補足意見）から、憲法29条を制約するものであることは明白である。にもかかわらず、受信料制度が正当化されうるのは、公共放送と民間放送という2系列の放送事業システムの下で、前者を担うNHKを「民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体」として、その独立性、中立性、公共性を確保することが、「国民の知る権利を実質的に充足する」という放送法の目的にかなう合理性を有するからである。

とすれば、NHKは、受信料制度を正当化しえないような独立性、中立性、公共性を欠いた内容の番組を放送しない契約上の義務を信義則上負っていると解すべきである。

放送法4条1項及び国内番組基準は、NHKの放送する番組内容が、独立性、中立性、公共性を欠くか否かを判断する基準を具体化したものというべきである。

したがって、NHKは受信契約を締結した視聴者に対し、放送法に基づいて要請される公共放送を担う事業者の職責として、その独立性、中立性、公共性を確保すること、具体的には、放送法4条1項各号及び同法に基づいてNHKが策定した国内番組基準を遵守した内容の放送を行う義務を負っているのである。

今回の最高裁判決に関する12月25日付け神戸新聞に掲載された共同通信編集委員原真氏の「核心評論」は、「放送法に罰則がないのはなぜか」と問題提起をして論を展開している。即ち、「放送法に罰則がないのはなぜか。受信料を集めるには多くの視聴者から支持されなければならず、『NHKに対し、放送を通じて不断に国民の要望、期待にこたえるような経営努力を促す』（1987年の郵政省懇談会報告書）からだ。

逆に、罰則の脅しで強制的に受信料を徴収できるようにすれば、NHKがそれに甘え、良質な番組を作らなくなってしまうかもしれない。

視聴者は受信料でNHKを支えているのに、放送法上、国会によるNHK予算の承認といった間接的手続でしか運営に関与できない。そこで、視聴者の直接的な異議申し立てである不払いの余地を残すことで、NHKの健全性を保とうという制度だと考えられる。

・ ・

例えば、NHKが政府の意向に沿うような偏向番組ばかり放送するようになって、視聴者が受信料不払いで意思表示することは許されないのか。今回の最高裁判決によって、視聴者が不払いという『最後の抵抗手段』を失うのだとしたら、行き過ぎだろう。」と述べ、視聴者には不払いという最後の抵抗手段があることを示唆した。

原真氏の評論は、本件訴訟における原告らの主張と相通じるものがある。

第5 NHKに対し、誠実な応訴を求める。

最高裁判決を受けて、NHKが未払い受信料の取り立て方針を強化するのではないかと懸念する声が広がっている。

NHKの行動指針には、「視聴者のみなさまの信頼を大切にします。」として、「お問い合わせには、迅速、ていねいに答えます。ご意見、ご要望は真摯に受け止め、番組制作や事業活動に生かします。」などと記載されている。

原告らは、まさにNHKにとって「視聴者のみなさま」のはずである。しかるに、本件訴訟に於いて、NHK代理人は、原告側の求釈明に応じようとせず、簡単な認否だけで、詳細な主張や反論を避け、原告らに誠実に向き合おうとの態度が全く認められないのは、はなはだ遺憾である。

最高裁判決を機会に、被告NHK側が、従来の応訴態度を改めて誠実な対応を取られるよう、改めて強く求めるものである。

以上